

23水漁第73号
平成23年10月5日

関係団体 宛て

水産庁漁政部加工流通課長

東日本太平洋における生産水域名の表示方法について

日頃より、水産行政につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

生鮮水産物については、

(1) 原産地として、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）（JAS法）に基づく生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により、国産水産物にあつては生産した水域名を記載し、それが困難な場合には水揚した港名又は水揚げ港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができること

(2) その水域名については、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」（平成15年6月水産庁作成）により表示することとされています。

上記ガイドラインにおいては、水域名の例示はあるものの、水域名に対応する区域は必ずしも示されていませんが、今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、生産水域の情報に対する消費者の関心が高まっております。「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部）に基づく地方自治体による水産物の検査が実施されているところであり、市場に流通している水産物の安全性は確保されていますが、当該検査の情報を消費者にわかりやすく伝達するため、東日本太平洋側で漁獲されたものを中心に、検査対象水域を踏まえて生産水域の区画及び水域名を明確化し、別添のように生鮮水産物の原産地を表示することを奨励することといたしました。

つきましては無用な風評被害を防止するためにも、関係者への周知・指導をよろしくお願いいたします。

（宛先）

全国漁業協同組合連合会
各都道府県漁業協同組合連合会
その他漁業関係団体
各都道府県

東日本太平洋における生産水域名の表示方法

1. 回遊性魚種について

(1) 水域区分図（別紙）のとおり表示する。

（表示例）

区分図②の水域で漁獲した「回遊性魚種」の場合、「三陸北部沖」と表示する。

(2) 各都道県において、上記区分図に示された水域より細かい水域で表示したい場合には、検査対象区域との整合性を考慮して水域を設定することもできる。この場合においては、当該水域を図示したものを水産庁まで提出し、水産庁は、上記区分図をホームページに掲載する際に、当該水域図も併せて掲載する。

2. 沿岸性魚種について

(1) 「〇〇県沖」と表示をする。この場合において、「〇〇県沖」とは、当該県知事の権限に基づいて通常操業する水域とし、大臣許可又は隣接都道県知事の許可も併用して操業し、かつ、いずれの県沖か明確にならない場合には、回遊性魚種についての表示方法に従って表示を行う。（対象：北海道～千葉県）

（表示例）

岩手県知事の権限に基づいて通常操業する水域で漁獲した「沿岸性魚種」の場合、「岩手県沖」と表示する。

(2) 1の(2)は、沿岸性魚種についての表示方法について準用する。

3. その他

「回遊性魚種」は下記のとおりとし、これら以外は「沿岸性魚種」とする。

ネズミザメ ヨシキリザメ アオザメ いわし類 サケ・マス類
サンマ ブリ マアジ カジキ類 サバ類 カツオ マグロ類
スルメイカ ヤリイカ アカイカ

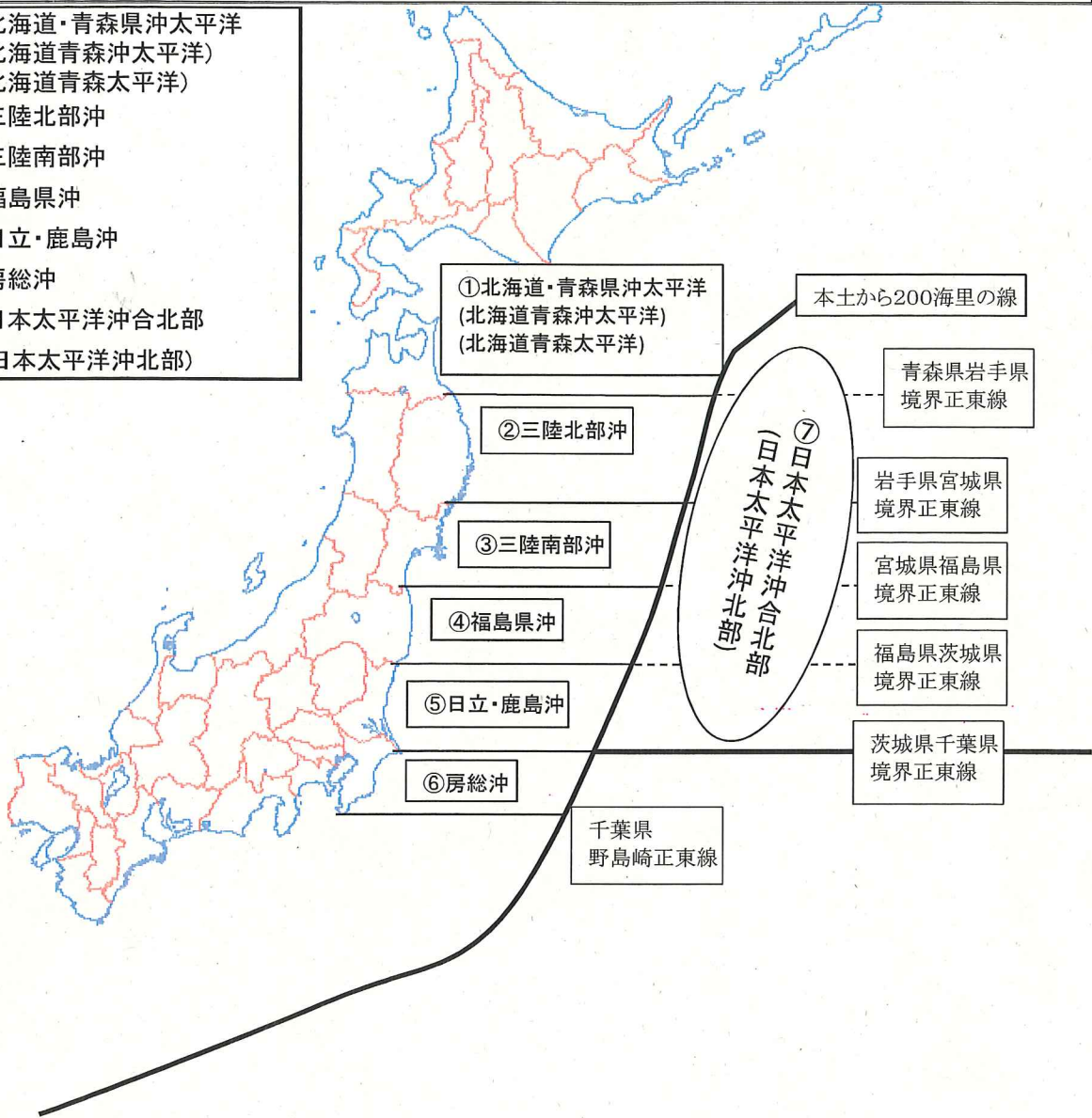
問合せ先

水産庁漁政部加工流通課企画調査班 杉田・松川

TEL 03-3591-5612

回遊性魚種にかかる水域区分図

- ①北海道・青森県沖太平洋
(北海道青森沖太平洋)
(北海道青森太平洋)
- ②三陸北部沖
- ③三陸南部沖
- ④福島県沖
- ⑤日立・鹿島沖
- ⑥房総沖
- ⑦日本太平洋沖合北部
(日本太平洋沖北部)



①北海道・青森県沖太平洋
(北海道青森沖太平洋)
(北海道青森太平洋)

本土から200海里の線

青森県岩手県
境界正東線

②三陸北部沖

岩手県宮城県
境界正東線

③三陸南部沖

宮城県福島県
境界正東線

④福島県沖

福島県茨城県
境界正東線

⑤日立・鹿島沖

茨城県千葉県
境界正東線

⑥房総沖

千葉県
野島崎正東線

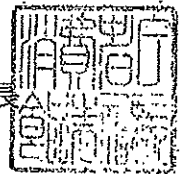
⑦日本太平洋沖合北部
(日本太平洋沖北部)



消食表第424号
平成23年10月19日

各都道府県 JAS 担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長



生鮮食品品質表示基準に基づく生鮮水産物の水域名表示について

今般、水産庁より、別添の「東日本太平洋における生産水域名の表示方法について」（平成23年10月5日付け23水漁第73号水産庁漁政部加工流通課長通知。以下「通知」という。）が発出されました。

通知では、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、表示することを奨励しています。

生鮮水産物の原産地表示については、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）に基づき、原則、生産された水域の名称を記載することとされており、水域の考え方について、生鮮食品品質表示基準 Q&A により示しているところですが、具体的な生産水域の区画及び水域名については、通知で示された生産水域の区画及び水域名を使用いただきますよう事業者への周知・指導をお願いします。

【担当】

消費者庁食品表示課 中村、橋口

TEL：03-3507-9223

FAX：03-3507-9292

参考

生鮮食品品質表示基準 Q&A (抄)

(問 29) 水域名の記載の仕方につき何か決まりがあるのですか。例えば、太平洋、日本海といった表示でもよいのですか。

(答)

水域名については、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」(平成 15 年 6 月：水産物表示検討会(水産庁))にならって表示することが基本となります。

詳細は、ガイドラインを参照願います。

(以下略)

(問 31) 「水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港が属する都道府県名の記載に代えることができる」とは具体的にどのような場合ですか。例えば北太平洋で捕ったものを焼津港に水揚げした場合、「静岡県」と記載できますか。

(答)

水揚げした港又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる場合は、水域をまたがって漁をする場合等水域名の記載が困難な場合です。従って、北太平洋で漁獲されたことが確認されていれば、「北太平洋」と表示することになります。

水域名の記載は、魚種により広範囲に回遊するもの、沿岸にいるもの等があつて一律に規定できないことから、魚種ごとにこのような特性を踏まえて一般消費者の選択に資する水域名を記載すべきものと考えています。